



2019年11月8日

各 位

会 社 名 株式会社ダイフク
代 表 者 代表取締役社長 下 代 博
(コード：6383 東証第一部)
問 合 せ 先 財 経 本 部 長 齊 藤 司
電 話 番 号 06-6472-1261 (代)

株式給付信託（BBT）への追加拠出に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2019年11月25日(月)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式90,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき金6,020円
(4) 処 分 総 額	541,800,000円
(5) 処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的および理由

当社は、2016年6月24日開催の第100回定時株主総会の決議に基づき、「株式給付信託（BBT）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）を導入しております。

本制度は、取締役及び執行役員（社外取締役を除きます。以下、「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております（本制度の概要につきましては、2016年5月12日付「株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ」および2016年8月9日付「株式給付信託（BBT）導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下、「追加信託」といいます。）を行うこと、および本制度の

運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため資産管理サービス信託銀行株式会社（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規定」に基づき信託期間中に当社の取締役及び執行役員（社外取締役を除きます。）に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分）であり、2019年9月30日現在の発行済株式総数126,610,077株に対し0.07%（2019年9月30日現在の総議決権個数1,259,065個に対する割合0.07%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となります。

※追加信託の概要

追加信託日 2019年11月25日（予定）

追加信託金額 541,800,000円（予定）

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 90,000株

株式の取得日 2019年11月25日（予定）

株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値6,020円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額6,020円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均5,804円（円未満切捨）に対して103.72%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均5,403円（円未満切捨）に対して111.42%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均5,611円（円未満切捨）に対して107.29%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとしております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役5名（うち3名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上